

農地法第3条許可申請書作成添付書類一覧表

農地を農地の状態で使用する場合の権利移転又は設定には、下記の書類を用意して提出してください。

なお、権利を取得しようとする者及びその世帯員等の耕作に必要な機械、農作業の従事者数、技術などが伴っていない場合や農作業従事日数が150日未満の場合等、必要な許可基準を満たしていない場合は許可を受けることができません。

必要書類	必要部数	内 容
許可申請書	1	必要事項を記入の上、提出
許可申請書(別添)	1	必要事項を記入の上、I(一般)を提出 ※必要に応じてII・IIIを提出
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)	1	必要事項を記入の上、提出
位置図	1	住宅地図で可。申請する農地の場所が分かるもの。
土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	1	申請する土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る) ※松山地方法務局で交付を受ける ※申請日前6ヶ月以内の日付のもの
農業委員確認願	1	申請地の担当農業委員等の確認書
誓約書	2	必要事項を記入、押印(みとめ印)の上、同じものを2部提出
売買(贈与)契約書	1	コピーで可 ※契約書がない場合は、許可申請書の書類に売買価格を記入する。
その他参考書類 (買受人が町外の場合)	1	耕作証明・戸籍謄本・住民票・農地利用計画表 等

ご不明な点がございましたら、農業委員会事務局にお尋ねください。

松前町農業委員会事務局 TEL:089-985-4131